令和 年 月 日

　　 年　 組　 番　　　　　　　 　　　さん

保　護　者　様 　　 　　　　　　学校名

**歯・口腔の定期健康診断の結果について（お知らせ）**

歯・口腔の定期健康診断の結果、お子さんに下記の病気の疑いがありますので、早めに歯科医に受診し、治療や生活上に必要な指導を受けることをお勧めします。

この通知書は、受診の際に歯科医師に提出し、下記の「受診結果通知書」を学校に提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 学年・組及び氏名 |  年　　 組　　 番　氏名 |

○印が健診医から指摘があった項目です。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 歯ならび、咬み合わせの異常 |
|  | 歯肉炎 |
|  | 歯肉炎の疑い |
|  | 歯石沈着 |
|  | 永久歯のむし歯 |
|  | 乳歯のむし歯 |
|  | 要注意乳歯 |
|  | 要観察歯（CO歯）〈下の歯式をご覧ください〉 |
|  | その他の口の中の病気及び異常（　癒合歯　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

○印が付いた歯が健診医から指摘があった要観察歯（CO歯）です。

右　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　左

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ８ | ７ | ６ | ５ | ４ | ３ | ２ | １ | １ | ２ | ３ | ４ | ５ | ６ | ７ | ８ |  |
|  | ８ | ７ | ６ | ５ | ４ | ３ | ２ | １ | １ | ２ | ３ | ４ | ５ | ６ | ７ | ８ |  |

※受診されました歯科医師が再診査をし確定診断を行いますので、場合によっては上記の結果と異なる場合があることをご承知おきください。

**受　診　結　果　通　知　書**

　歯科医師記入欄（該当する欄に○を付けてください。なお、歯肉炎及び要観察歯に対する診療内容については、複数回答できます。）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 学校歯科保健での指導項目 | 歯　列咬　合 | 歯肉炎・歯肉炎の疑い | 歯　石 | 永久歯のむし歯 | 乳歯のむし歯 | 要注意乳歯 | 要観察歯(CO歯) | その他 |
| 診療・処置完了しました |  | １処置２指導 |  |  |  |  | １シーラント処置２その他の予防処置３修復処置 |  |
| 今後も経過を観察します |  |  |  |  |  |  |  |  |

※学校歯科健康診断での指摘項目以外の疾患に対する治療については、下記所見欄に記入してください

|  |
| --- |
| 歯科医師所見欄 |

令和　　　年　　　月　　　日

|  |
| --- |
| 歯科医院名 |

１　歯並び、かみ合わせの異常について

歯並び、かみ合わせの異常は、かむ・話す・呼吸する・体のバランスをとるなどの発達に影響がみられる場合があり、学校での学習にも影響がでる場合があります。学校歯科健康診断で指摘される歯並び、かみ合わせの異常は主に次の通りです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 上下の前歯のかみ合わせが前後逆になる状態。 | 上顎・下顎の成長発育不全を起こしやすくなる。飲み込むときの舌を突き出す癖や口呼吸に関連することもある。 |
|  | 上の前歯が前方に出ている状態。 |
| 歯数異常 | 本来生えてくるべき歯数と異なる状態。先天性欠損や埋伏歯、過剰歯がある場合が多く、手術による治療やその後に矯正処置が必要な場合もある。 |
|  | かみ合わせたとき、前歯に上下の隙間ができる状態。サ行やタ行が発音しにくいなどの問題が起こる場合がある。指しゃぶりなどの癖の中止やくちびるの訓練を行うことにより、改善がみられる場合がある。重度の場合は矯正治療の検討も必要。 |

　これらの症状については、お子さんの発達段階や個々の症状の程度により、必要となる対応が異なります。

矯正治療は健康保険が適用されませんので、矯正専門医を受診する前に、かかりつけ歯科医などで現在の状況、治療の必要性について相談してください。

２　要観察歯（ＣＯ）について

　要観察歯（ＣＯ：シーオー）とは、むし歯になりかけている疑いのある歯のことをいい、適切な予防処置を行うことで健康な歯に戻すことも可能です。

　ＣＯの予防処置については、歯科医院等の検査結果やその他の条件により、その処置によっては健康保険が適用されない場合があるなど、個々のケースによって治療費の扱いが異なりますので、歯科医師と十分ご相談ください。

　また、すでにＣＯと診断され、歯科医院等で管理をしている場合は、引き続きかかりつけの歯科医師の指示に従ってください。